

令和8年7月30日

入札参加者 各位

滋賀県商工労働部産業立地課

業務説明書内容についての質問に対する回答について

令和8年度 第B－3号 産業用地開発環境影響評価業務委託（大津地区）の業務説明書に対し、令和8年7月28日に質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質 問 事 項	回 答
同種業務として、「滋賀県の場合、配慮書及び方法書の作成に該当するもの」とされています。 一方、その他自治体の場合、準備書よりも前段階で配慮書が規定されていない場合があります（方法書のみ）。 このような自治体の実績を活用する場合は、同種業務の実績として方法書のみでもよろしいでしょうか。	本業務においては、同一事業で、配慮書と方法書を作成した場合に、同種業務として評価します。 このため、方法書のみを作成した場合は、同種業務として評価しません。

以上